

令和5年3月2日改定

定 款

株式会社 キムラ

定	款.....	2
第1章	総則.....	2
第2章	株式.....	3
第3章	株主総会.....	4
第4章	取締役および取締役会.....	4
第5章	監査役および監査役会.....	6
第6章	会計監査人.....	7
第7章	計算.....	7

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 キ ム ラと称し、英文では KIMURA CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社の目的は、下記の通りとする。

(1) 次の物品の仕入並びに販売

- A. 鉄鋼二次製品、建設資材、建築金物、建築用金属製プラスチック製品、土木資材、アルミサッシ、鋼製建具、建材、木材
- B. 利器、工匠具、度量衡計量器、測定具、測量機器、日曜大工用品、暖房用及び調理用器具、住宅機器、家庭用雑貨、園芸用器材、花木、エクステリヤ資材、家庭電化製品、電材照明器具、インテリア用品、レジャー用品
- C. 接着剤、塗料、木材防腐剤

(2) ビル用サッシ製作並びに取付工事請負

(3) 金属工事、製作取付

(4) 各種建造物の設計並びに工事施工請負

(5) 土木工事の設計並びに工事施工請負

(6) 建設附帯設備の設計並びに工事施工請負

(7) 次の物品の仕入並びに販売及び賃貸

- A. 建設機械、工作機械、電動工具、搬送機器
- B. 電子事務機器、通信機、一般乗用自動車、一般貨物自動車、フォークリフト

(8) 一般貨物自動車運送業及び倉庫業

(9) 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理業

(10) 金融業

(11) 損害保険代理業

(12) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を札幌市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、50,400,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の、株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。

(招集者および議長)

第14条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議方法)

第16条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会毎に当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第19条 当社の取締役は、株主総会においてこれを選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。

2. 当会社は、取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。

(任期)

第 21 条 当会社の取締役の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会規程)

第 22 条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(招集権者および議長)

第 23 条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第 24 条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(決議方法)

第 25 条 当会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

(報酬等)

第 26 条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という）は、株主総会の決議により定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第 27 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規程により、社外取締役との間で、当該社外取締役の損害賠償につき、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(顧問および相談役)

第 28 条 当社は、取締役会の決議をもって顧問および相談役若干名を置くことができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 30 条 当社の監査役は、株主総会においてこれを選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(任期)

第 32 条 当社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会規程)

第 33 条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(招集通知)

第 34 条 当社の監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(決議方法)

第 35 条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(報酬等)

第 36 条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規程により、社外監査役との間で、当該社外監査役の損害賠償につき、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第42条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対してこれを行うことができる。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対してこれを行うことができる。

(転換社債の転換の時期と剰余金の配当)

第44条 当会社の転換社債の転換により発行された株式に対する最初の剰余金の配当または中間配当は、転換請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは当会社は、その支払の義務を免れるものとする。

2. 前項の金銭には利息を付けない。